

本宮市農業委員会 令和3年8月総会 議事録

1. 開催日時 令和3年8月23日（月）午後1時30分
2. 開催場所 本宮市役所 3階 「大会議室」
3. 出席委員
 - 農業委員会委員
 - 1番 渡邊 謙輔 2番 遠藤 政幸 3番 國分 政利
 - 4番 伊藤 隆一 5番 石橋 廣基 6番 三瓶 和彦
 - 7番 渡邊 善幸 8番 三瓶 修藏 9番 渡辺 喜一
 - 農地利用最適化推進委員
 - 1番 國分 隆一 3番 遠藤 栄太郎 4番 國分 政彦
 - 5番 遠藤 俊雄 6番 阿部 修司 7番 佐藤 一徳
 - 8番 遠藤 正任 9番 國分 保 10番 大内 俊之
 - 11番 佐々木 清忠 12番 佐藤 博衛
4. 欠席委員 推進委員 2番 川名 和弘委員
5. 遅参委員 なし
6. 職員 事務局長 橋本 信人 農地係長 伊藤 晋平 副主査 弓田 周平
7. 書記 事務局（農地係副主査 弓田 周平）

事務局長	<p>それでは、次第により進めさせていただきます。</p> <p>欠席の通告は、推進委員 2番 川名和弘委員です。遅刻の通告は、ありません。</p> <p>それでは、開会を会長職務代理者より申し上げます。</p>
会長職務代理者	ただ今から、本宮市農業委員会8月定例会を開会いたします。
事務局長	続きまして、会長よりごあいさつを申し上げます。
会長 渡辺喜一	時節の事柄
事務局長	これより先は、本宮市農業委員会会議規則第7条の規定により、会長が議長を務め、議事を進行いたします。
会長 渡辺喜一	<p>出席委員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。</p> <p>次に議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>農業委員 1番 渡邊謙輔 委員</p> <p>農業委員 2番 遠藤政幸 委員</p> <p>を指名いたします。</p> <p>次に、会期の決定ですが、本日限りと決定するに異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、会期を本日限りと決定いたしました。
会長 渡辺喜一	<p>日程に従いまして、</p> <p>5. 報告「農地転用現地調査委員会報告について」報告を行います。</p> <p>農地転用現地調査委員長の報告を求めます。</p>
	(5番 石橋廣基 委員)

農地転用現地調査委員長	<p>調査委員長に選任されました、石橋廣基です。今回は、渡邊謙輔委員、國分隆一委員、佐藤一徳委員で調査を実施しました。</p> <p>去る 8 月 10 日、午後 1 時 30 分より、事務局からの説明後、申請人等の立会いのもと 4 件の現地を調査いたしました。</p> <p>議案第 41 号「農地の転用のための権利移動制限について」ですが、農地法第 5 条第 1 項の規定に基づくもので、「一般住宅敷地が 1 件」、「太陽光発電設備敷地が 3 件」、「山砂採取場敷地が 1 件」です。</p> <p>件番 1 の「荒井字久保田 44-5」ですが、令和 3 年 5 月に農振除外された案件で、隣接農地の「43-3」に側溝が敷設されており、同一所有者のため、所有者に敷設した経緯を確認いたしました。ローソン本宮荒井店が建設された後、南側の用水路のごみ詰まり対策のため敷設したということであります。なお、農地改良行為届出は提出されております。また、今回の申請地は盛土されておりましたが、こちらも、平成 29 年 6 月に農地改良行為届出が提出されておりました。</p> <p>いずれの申請地も土砂等の流出及び周辺農地へ及ぼす影響はないことを確認いたしました。</p> <p>よって、今回の申請地番の許可は適当であると判断いたしました。</p> <p>以上、現地調査委員会の報告といたします。</p>
会長 渡辺喜一	<p>続いて、報告第 7 号 7 月定例会での許可についての報告を事務局より報告いたさせます。</p>
事務局長	<p>議長</p>
会長 渡辺喜一	<p>事務局長</p>
事務局長	<p>(事務局朗読・説明)</p> <p>7 月定例会許可分は、7 月 26 日付で、許可指令証を交付いたしました。</p>
会長 渡辺喜一	<p>報告事項でありますので、質疑は行わないことといたします。</p> <p>それでは、日程に従い、6. 付議事件議案の審議を行います。</p>
会長 渡辺喜一	<p>議案第 40 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条の規定に基づく議案を上程します。</p> <p>件番 1 について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局長	<p>議長</p>
会長 渡辺喜一	<p>事務局長</p>
事務局長	<p>(事務局朗読・説明)</p>
会長 渡辺喜一	<p>現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。</p> <p>(3 番 國分政利 委員)</p>
國分政利 委員	<p>議案第 40 号件番 1 について、8 月 7 日に現地調査及び申請内容の確認を遠藤栄太郎委員といたしました。</p> <p>当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。</p> <p>以上の結果を踏まえ、件番 1 につきましては、許可適当と判断いたしました。</p> <p>現地調査の報告といたします。</p>

会長 渡辺喜一	現地調査に同行しました遠藤栄太郎委員から、報告することはありますか。
	(なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め採決を行います。 議案第 40 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 40 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可とすることに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、件番 2 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。 (7 番 渡邊善幸 委員)
渡邊善幸 委員	議案第 40 号件番 2 について、8 月 7 日に現地調査及び申請内容の確認を佐々木清忠委員といたしました。 当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 2 につきましては、許可適当と判断いたしました。 現地調査の報告といたします。
会長 渡辺喜一	現地調査に同行しました佐々木清忠委員から、報告することはありますか。
	(なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 40 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 40 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、件番 3 及び件番 4、並びに件番 5 について、近隣地で譲受人が同一人ですので、一括して事務局の説明を求めます。
事務局長	議長

会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。 (1番 渡邊謙輔 委員)
渡邊謙輔 委員	議案第40号件番3及び件番4、並びに件番5について、8月8日に現地調査及び申請内容の確認を國分隆一委員といたしました。 当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番3及び件番4、並びに件番5につきましては、許可適当と判断いたしました。 現地調査の報告といたします。
会長 渡辺喜一	現地調査に同行しました國分隆一委員から、報告することはありますか。 (なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。 (質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。 (異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第40号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく、件番3及び4、並びに件番5は許可することに異議ありませんか。 (異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第40号「農地の権利移動制限について」農地法第3条第1項の規定に基づく、件番3及び件番4、並びに件番5は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、件番6について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。 (9番 渡辺喜一 委員)
渡辺喜一 委員	議案第40号件番6について、8月15日に現地調査及び申請内容の確認を佐藤一徳委員といたしました。 当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番6につきましては、許可適当と判断いたしました。 現地調査の報告といたします。
会長 渡辺喜一	現地調査に同行しました佐藤一徳委員から、報告することはありますか。 (なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。

	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 40 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 40 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 6 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、件番 7 について、事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	現地調査委員の調査結果及び補足説明を簡潔にお願いいたします。 (5 番 石橋廣基 委員)
石橋廣基 委員	議案第 40 号件番 7 について、8 月 10 日に現地調査及び申請内容の確認を國分保委員といたしました。 当該地は耕作放棄地もなく、現地確認及び申請内容を審査した結果、不整合や不備は認められませんでした。 以上の結果を踏まえ、件番 7 につきましては、許可適当と判断いたしました。 現地調査の報告といたします。
会長 渡辺喜一	現地調査に同行しました國分 保委員から、報告することはありますか。
	(なし)
会長 渡辺喜一	それでは、議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 40 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 7 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 40 号「農地の権利移動制限について」農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく、件番 7 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 41 号「農地の転用のための権利移動制限について」農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく議案を上程いたします。 件番 1 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)

会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 41 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 41 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 1 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 2 及び件番 3、並びに件番 4 について、近隣地で譲渡人、及び譲受人が同一人ですので、一括して事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 41 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 及び件番 3、並びに件番 4 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 41 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 2 及び件番 3、並びに件番 4 は許可することに決定いたしました。 次に、件番 5 について事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 41 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 41 号農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく、件番 5 は許可することに決定いたしました。
会長 渡辺喜一	それでは、次に、議案第 42 号「農用地利用集積計画の決定について」を上

	程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 42 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 42 号「農用地利用集積計画の決定について」の議案は、本宮市長より送付された計画・案のとおり決定いたしました。
会長 渡辺喜一	次に、議案第 43 号「本宮市農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。事務局の説明を求めます。
事務局長	議長
会長 渡辺喜一	事務局長
事務局長	(事務局朗読・説明)
会長 渡辺喜一	議案に対する質疑を行います。
	(質疑)
会長 渡辺喜一	質疑を打ち切ることに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、採決を行います。 議案第 43 号「本宮市農業振興地域整備計画の変更について」の議案は、本宮市長より送付された計画変更・案について、「意見なし」として回答することに異議ありませんか。
	(異議なし)
会長 渡辺喜一	異議なしと認め、議案第 43 号「本宮市農業振興地域整備計画の変更について」の議案は、本宮市長より送付された計画・案について、「意見なし」として回答することに決定いたしました。 以上をもちまして、議案はすべて終了いたしました。
事務局長	本日の日程、全部を終了いたしました。 閉会を会長職務代理者より申し上げます。
会長職務代理者	以上をもちまして、本宮市農業委員会 8 月定例会を閉会いたします。

令和3年8月23日
(閉会午後2時25分)

本宮市農業委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

議長 渡辺 喜一

議席1番委員 渡邊 謙輔

議席2番委員 遠藤 政幸
